

I 共通基準

自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準
1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。	1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 美観風致上次の事項に該当するものであること。 (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。 (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。 (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。 (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。 (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

II 屋外広告物の種別ごとの許可基準

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準
野立て	高架下	面積	30㎡以下
		高さ	5m以下
		その他	原則として道路等と平行に表示
	高速・新幹線	面積	50㎡以下
		高さ	広告塔:30m以下 広告板:10m以下 市街地:5m以下
		その他	相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示
	一般道路等	面積	30㎡以下
		高さ	金属:15m以下 木製:10m以下 市街地:5m以下
		その他	相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示
建築物利用	屋上	面積	基準なし
		高さ	地上から物件の上端までが46m以下
		その他	建築物の壁面から突き出さない
	壁面・屋根 (密着するもの)	面積	基準なし
		高さ	基準なし
		その他	壁面等の端から突き出さない
	壁面 (密着しないもの)	面積	基準なし
		高さ	歩道上:地上から広告物の下端までが2.5m以上 車道等:同4.5m以上
		その他	突出し幅:壁面から1.5m以下
	塀・垣	面積	基準なし
		高さ	基準なし
		その他	基準なし
貼り紙	面積	原則1㎡未満	
	高さ	基準なし	
	その他	同一内容のものは1か所につき2枚以下	
立看板	面積	縦2m以下、横1m以下	
	高さ	脚部0.5m以下	
	その他	定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直	

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準		一般広告物に係る許可基準	
広告幕等	横断幕等	面積	基準なし	幅1.5m以下、長さ15m以下	
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	
		その他	基準なし	基準なし	
	広告旗等	面積	基準なし	縦5m以下、横1m以下	
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	
		その他	基準なし	基準なし	
電柱等	共通		電柱等1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個 支柱類には設置しないこと		
	突出し	面積	縦1.2m以下、横0.5m以下		
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上		
		その他	原則として道路の中心線に対し反対の方向かつ中心線に直角に向けること		
	巻付け及び直塗り	面積	長さ1.8m以下		
		高さ	広告物の下端が地上から1.2m以上		
その他		基準なし			
消火栓	面積	縦0.4m以下、横0.8m以下			
	高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上			
	その他	設置する数は1本につき1個、取付位置は標識版の下部、取付方向は標識板と同一			
アーチ等	面積	基準なし	30㎡以下		
	高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上		
	その他	文字等は骨組みからはみださない	文字等は骨組みからはみださない		

※電柱等広告、消火栓広告は自家用広告物、一般広告物ともに共通の基準

※自家用広告物については、禁止地域：5㎡以下、許可地域：10㎡以下のものは許可不要（適用除外）